

平成 1 8 年度

定期監査（第 2 次）結果報告書

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

北見市監査委員

平成18年度 定期監査（第2次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき次のとおり定めました。

- 総務部 文書課・職員課・市民税課
- 市民環境部 戸籍住民課・相内支所・上常呂出張所・仁頃出張所
- 保健福祉部 社会福祉課・保護課・保育課・国保医療課・市立診療所
- 農林水産商工部 公設地方卸売市場

2 監査の期間

平成19年2月5日（月）から3月16日（金）まで

3 監査の主眼及び方法

財務に関する事務・事業（平成18年8月から19年1月までの執行分）について、財務規則等に基づいた事務処理がなされているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、収入に関する事務では、各種手数料等の収納・取扱状況を、一方、支出に関する事務では、予算の執行状況全般のほか、予算執行時から支出負担行為までの事務処理、一連の契約事務（主に少額の業務委託等契約のうちから抽出したもの。）を主たる対象事項とし、諸帳簿等の書面審査を行うとともに関係職員から説明を聴取しました。

また、今監査では、補助金等交付団体のうち、「北見市職員福利厚生会事務局」について、出納簿、預金通帳及び諸帳票類との照合による現金の取扱及び保管状況を、さらに、財産管理の観点から各所管課の公用車の利用状況の確認をそれぞれ行ったところです。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような事項を確認しまし

た。

(1) 財務会計の事務処理について

- ・ 燃料費支出等の予算執行伺書について、納入期日前に起票（決裁）処理すべきものを、当該納入期日後にその事務処理を行っているものが見受けられました。

財務に関する事務の執行に当っては、財務規則等に基づく基本的な取扱事項に、充分留意しながら事務処理を行ってください。

(2) 時間外勤務等命令における「振替休日」の実施等について

- ・ 週休日（土曜日及び日曜日）に勤務を命ずる場合、当該時間外勤務時間については、所属長が振替日を指定し「振替休日」を実施することになっていますが、振替休日を実施していないもの、その他振替処理はしているが振替日の指定（通知）を行っていないもの及び実施日の記載漏れ等のものが見受けられました。

各所属長においては、「週休日（土曜日及び日曜日）」の時間外勤務を命じたときは、職員の健康管理の観点から、「振替休日」の実施に努めてください。

(以 上)